

平成22年度高知県公立小・中学校（高知市立養護学校を含む）

及び高知県立学校校長任用候補者選考審査実施要項

1 目 的

この選考審査は、平成22年度の高知県公立小・中学校（高知市立養護学校を含む。）及び高知県立学校の校長任用候補者を選考するための資料を得ることを目的とする。

2 選考審査を受審できる者

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭（養護教諭を含む。）の普通免許状を有し、次のア～カのいずれかに該当する者とする。

- ア 高知県内の公立学校の教頭又は国立大学法人高知大学の附属小・中・特別支援学校の教頭相当職に平成22年3月末で通算して2年以上在職する者
- イ 高知県教育委員会の事務局又は教育機関（学校を除く。以下同じ。）に勤務する教頭職の経験を有する職員で、教頭歴を含めて平成22年3月末で通算して2年以上在職する者
- ウ 高知県教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する教頭職の経験のない職員で、高知県教育長が教頭に相当すると認める職に平成22年3月末で通算して2年以上在職する者
- エ 高知県内の市町村教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する教頭職の経験を有する職員で、教頭歴を含めて平成22年3月末で通算して2年以上在職する者（オに該当する者を除く。）
- オ 高知県内の市町村教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する職員のうち、別途定める特別選考審査実施要項において同要項による校長選考審査の受審が可能と定められた職にある者
- カ 高知県の出先機関又は高知県知事の所管する団体等に勤務する職員で、アからオまでに規定する者と同等の職歴を有する者

3 選考審査の免除者等

- ア 高知県教育委員会の事務局又は教育機関に勤務する職員のうち、高知県教育長が校長に相当する職にあると認める者は、この選考審査を免除する。
- イ 「2 選考審査を受審できる者」のイ、ウ及びカに定める者は、「7 選考審査」の筆記審査に代えて課題論文とする。
- ウ 「2 選考審査を受審できる者」のオに定める者は、別途定める特別選考審査をもってこの選考審査に代える。

4 出願手続等

(1) 願書等の提出

この選考審査への出願は、小・中学校又は県立学校のいずれか一つに限るものとし、出願にあたっては次の書類を学校長又は所属長に提出するものとする。

なお、上記「3 選考審査の免除者等」のイ及びウに該当する職員については、提出時期及び提出期限を別途所属長あて通知する。

- ア 選考審査願書
- イ 自己評価書（本人密封）

(2) 願書等の進達

(1)により願書等の提出を受けた学校長又は所属長は、提出期限までに市町村（学校組合）立学校にあっては市町村（学校組合）教育長を経由し、また、県立学校長及びその他の所属長にあっては直接、高知県教育委員会事務局教育政策課長あて送付するものとする。

(3) 提出期限

平成21年8月27日(木)

5 所見書(評価書)の提出

- (1) 高知県教育長は、選考審査の出願者について、市町村(学校組合)立学校の教頭にあつては学校長及び市町村(学校組合)教育長に、県立学校の教頭にあつては学校長に、その他の職員にあつては所属長に、所見書の提出を求める。
- (2) 所見書の様式及び提出時期については、別途通知する。

6 副校長への任用について

副校長の任用にあつては、平成22年度高知県公立小・中学校(高知市立養護学校を含む。)及び高知県立学校の校長任用候補者の中から任用する。

副校長は1年間以上の勤務実績をもって校長任用の資格を有することとし、校長任用にあつては、県教育委員会が該当者の適性等により任用の判断を行う。

なお、副校長は小・中学校及び県立学校にモデル校を指定し、そのモデル校に配置する。

7 選考審査

選考審査は、下記(1)の内容で実施する。

(1) 審査内容及び日程

① 筆記審査

(i) 審査日時 : **平成21年9月26日(土)**

13:50~14:20 受付

14:20~14:30 説明

14:30~16:00 筆記審査(記述式(法令問題等)及び論文式)

(ii) 審査会場 ① 高知県教育センター本館

高知市大津乙181

【連絡先】 高知県教育委員会事務局教育政策課 TEL 088-821-4568

② 西部教育事務所

四万十市中村山手通19

【連絡先】 高知県教育委員会事務局教育政策課 TEL 088-821-4568

(iii) その他 : 文部科学法令要覧、教育基本六法等の法令集の持込みを認める。

② 面接審査

筆記審査を受審したものを対象に1回の面接審査を実施する。面接審査日時及び審査会場は、別途通知する。

(2) 審査結果の有効期間

ア 筆記審査及び面接審査の結果は、2年間有効とし、有効期間内の再受審は認めない。

イ 平成21年度任用候補者選考審査(平成20年度実施)の受審結果は2年間有効であり、同任用候補者選考審査を受審した者については、平成22年度校長及び副校長任用候補者として選考する。

ウ 平成20年度任用候補者選考審査(平成19年度実施)の受審者で、平成19年度実施では最終面接審査対象とならず、平成20年度実施に校長任用候補者になった者は、平成22年度校長及び副校長任用候補者として選考する。